



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
4月1日
号外(2)
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 人事委員会規則

- ※職員等の在宅勤務等手当に関する規則..... 1
- ※滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- ※管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 3
- ※外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- ※職員の分限に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- ※職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- ※滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則..... 5
- ※職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 6
- ※職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則..... 6
- ※職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則..... 6
- ※職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則..... 6
- ※職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則..... 8
- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 8
- ※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 8
- ※職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則..... 10
- ※滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 10
- ※滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則..... 10
- 人事委員会訓令
- ※滋賀県人事委員会事務処理規程の一部改正..... 11
- ※滋賀県人事委員会事務専決規程の一部改正..... 11
- 人事委員会告示
- ※職員等の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正..... 11
- ※給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正..... 11

人事委員会規則

職員等の在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第4号

職員等の在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「条例」という。)第11条の3(条例第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、職員(条例第1条の2第1項に規定する職員をいう。)および第2号会計年度任用職員(条例第1条の2第3項に規定する第2号会計年度任用職員をいう。)(以下「職員等」という。)の在宅勤務等手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
(在宅勤務等の場所)

第2条 条例第11条の3第1項(条例第38条において準用する場合を含む。以下同じ。)の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)または2親等内の親族の住居
- (2) 前号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が認めるもの(正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第11条の3第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第8条の2第1項もしくは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間(第2号会計年度任用職員にあっては、時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間)または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)もしくは12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)
- (2) 休暇により勤務しない時間および前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった時間
(1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例第11条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、3箇月とする。

(確認)

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第11条の3第1項に規定する勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員等に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)第2条第1項または第2項に規定する支給定日(月2回に分けて給料を支給する場合にあっては、同項に規定する後期の期間内の支給定日)に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、または死亡した職員等には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員等がその所属する任命権者、給料の支払義務者または予算上の科目(以下「任命権者等」という。)を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員等が所属する任命権者等において支給する。この場合において、職員等の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第7条 職員等が新たに条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員等が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第5号

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則(令和5年滋賀県

人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

付則第22項中「付則第27項」を「付則第26項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1議事事務局の項中「課長補佐」を「総括補佐」に改め、「総務課の」の右に「課長補佐、」を加え、同表知事部局の項中「子ども・青少年局長」を削り、「原子力防災室長」の右に「、主席企画員」を加え、「、財産活用推進室長」および「子ども未来戦略室長、子育て支援室長、家庭支援推進室長」を削り、「河川・港湾室長」の右に「、水源地域対策室長」を加え、「広域政策・万博推進室長」を「広域政策推進室長」に改め、「地域DX連携推進室長」の右に「、財産活用推進室長」を加え、「、健康しが企画室長」を削り、「水源地域対策室長、理事員」を「砂防室長」に改め、「総括補佐、」の右に「人事または服務を所掌する」を加え、「、室長補佐」を「および室長補佐、秘書課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹および副主幹、人事課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事および会計年度任用職員、行政経営推進課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事および会計年度任用職員(歳入確保対策の推進に係る事務を所掌するものを除く。)、財政課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長および副主幹(財政企画または予算に係る事務を所掌するものに限る。)、総務事務・厚生課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)、会計課の課長補佐(主として地方行政機関またはその他機関の支出の審査および確認に係る事務を所掌するものに限る。)」に改め、「、審議員、秘書課、人事課、行政経営推進課および財政課の主幹、係長および副主幹、総務事務・厚生課の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)、人事課および行政経営推進課の主査、主任主事、主事および会計年度任用職員」を削り、同表教育委員会事務局の項中「総括補佐、」の右に「人事または服務を所掌する」を加え、「室長補佐、副参事」を「副参事および室長補佐」に改め、「教育総務課の」の右に「課長補佐、副参事、専門幹、」を、「)の」の右に「課長補佐、副参事、専門幹、」を、「健康福利室の」の右に「副参事、室長補佐、専門幹、」を加え、同表人事委員会事務局の項中「副参事」の右に「、専門幹」を加え、同表監査委員事務局の項中「参事、」の右に「人事または服務を所掌する」を加え、同表労働委員会事務局の項中「、副参事」を削る。

別表第2中「、副参事、主任専門員」を削り、「支所長、課長補佐」を「支所長」に、「課長、課長補佐」を「課長」に、「本部長代理、政策推進課長」を「本部長代理」に、

琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、総括学芸員、課長補佐	を
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、総括学芸員	に、
農業技術振興センター	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長、室長補佐	を
農業技術振興センター	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長	に、
びわ湖フローティングスクール 図書館	所長、次長 館長、副館長、課長	を
びわ湖フローティングスクール 図書館	所長 館長、副館長、課長、所長	に

改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から理事員または審議員の職を命ぜられ、この規則の施行の日引き続き当該職を命ぜられた者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第7号**外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則**

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年滋賀県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

付則第2項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第8号**職員の分限に関する規則の一部を改正する規則**

職員の分限に関する規則(昭和42年滋賀県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第9号**職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

付則第4項および第5項中「付則第18項」を「付則第12項」に改める。

付則第10項(見出しを含む。)中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。

付則第11項(見出しを含む。)中「付則第17項の規定の適用を受ける職員」を「付則第16項の規定の適用を受ける職員」に改める。

付則第12項中「付則第19項、第21項、第23項および第24項」を「付則第18項、第20項、第22項および第23項」に改める。

別表第1知事の事務部局の項中「、子ども・青少年局長」を削り、「琵琶湖博物館副館長
工業技術総合センター所長」を「琵琶湖博物
館副館長」に改め、「原子力防災室長」の右に「、主席企画員」を加え、「、財産活用推進室長」および「、子ども
未来戦略室長、子育て支援室長、家庭支援推進室長」を削り、「および河川・港湾室長」を「、河川・港湾室長、水
源地域対策室長および砂防室長」に、「近江学園長
工業技術総合センター所長」に、「高等技術専門校長
男女共同参画センター

所長」を「高等技術専門校長」に、「広域政策・万博推進室長」を「広域政策推進室長」に改め、「地域DX連携推
進室長」の右に「、財産活用推進室長」を加え、「、健康しが企画室長」を削り、「、建築指導室長、水源地域対策室

長および理事員」を「および建築指導室長」に、「県税事務所の次長
自動車税事務所次長」を「県税事務所の次長」に改め、「次長お
よび支所長」の右に「、中部森林整備事務所次長」を加え、「および家畜検査センター所長」を削り、「高等技術専門

「会計管理局会計課の課長補佐（本庁に勤務を要する職を
除く。）
校長代理」を「高等技術専門校長代理
男女共同参画センター所長」に、総務事務・厚生課の課長補佐（本庁に勤務を要する職を
除く。）
審議員

管理局会計課の課長補佐（本庁に勤務を要する職を除く。）に、「自動車税事務所の課長
中部森林整備事務所次長」を「自動車税事務
所の次長および課長」に改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の前日から理事員または審議員の職を命ぜられ、この規則の施行の日引き続き当該職を命ぜられた者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第10号

滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則
滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則（令和5年滋賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第18項、第20項、第22項もしくは第23項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則

第1条中「付則第19項、第21項、第23項」を「付則第18項、第20項、第22項」に、「第24項」を「第23項」に改める。

第2条第3号中「付則第19項または」を「付則第18項または」に改め、同条第4号中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改め、同条第9号中「付則第27項」を「付則第26項」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「付則第19項または」を「付則第18項または」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「付則第21項」を「付則第20項」に改める。

第5条の見出し中「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同条第1項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に、「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同条第4項中「付則第23項」を「付則第22項」に改める。

第6条の見出し中「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同条第1項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に、「付則第23項」を「付則第22項」に改める。

第7条第1項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に、「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同条第4項中「付則第23項」を「付則第22項」に改める。

第8条の見出し中「付則第24項」を「付則第23項」に改め、同条第1項および第4項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に、「付則第24項」を「付則第23項」に改める。

第9条第1項および第4項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に、「付則第24項」を「付則第23項」に改める。

第10条の見出し中「付則第24項」を「付則第23項」に改め、同条第1項および第4項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に、「付則第24項」を「付則第23項」に改める。

第11条の見出し中「付則第24項」を「付則第23項」に改め、同条第1項中「付則第17項」を「付則第16項」に、「付

則第24項」を「付則第23項」に改める。

第12条の見出し中「付則第24項」を「付則第23項」に改め、同条第1項および第4項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に、「付則第24項」を「付則第23項」に改める。

第13条および第14条中「付則第19項、第21項、第23項」を「付則第18項、第20項、第22項」に、「第24項」を「第23項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第11号

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「付則第19項、第21項、第23項」を「付則第18項、第20項、第22項」に、「第24項」を「第23項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第12号

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給料の調整額に関する規則(昭和54年滋賀県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「付則第27項」を「付則第26項」に改める。

付則第5項(見出しを含む。)中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第13号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第14号

職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給調整手当に関する規則(昭和36年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「含む」の右に「。第3条第2項において同じ」を加える。

第3条第1項中「第9条の2第1項」を「第9条の2第1項第1号または第2号」に改め、同条第2項中「付則第14項に規定する職員」を「第9条の2第1項第3号の規定により初任給調整手当を支給される職員等」に、「職員とす

る」を「職員等とする」に改め、同条第3項中「職員(前項に規定する職員)」を「職員等(前項に規定する職員等)」に改める。

第5条中「職員にあつては、11年」を「職員等にあつては、20年」に改める。

第6条第2項中「職員(第3条第2項に規定する職員に限る。)」を「職員等」に、「11年」を「20年」に、「職員となつた日以後」を「職員等となつた日以後」に、「職員となつた日まで」を「職員等となつた日まで」に、「職員に対する」を「職員等に対する」に、「職員となつた日から」を「職員等となつた日から」に改める。

第7条中「職員にあつては、11年」を「職員等にあつては、20年」に改める。

付則第2項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

付則別表を次のように改める。

付則別表

期 間	額
	円
1年未満	42,000
1年以上2年未満	39,900
2年以上3年未満	37,800
3年以上4年未満	35,700
4年以上5年未満	33,600
5年以上6年未満	31,500
6年以上7年未満	29,400
7年以上8年未満	27,300
8年以上9年未満	25,200
9年以上10年未満	23,100
10年以上11年未満	21,000
11年以上12年未満	18,900
12年以上13年未満	16,800
13年以上14年未満	14,700
14年以上15年未満	12,600
15年以上16年未満	10,500
16年以上17年未満	8,400
17年以上18年未満	6,300
18年以上19年未満	4,200
19年以上20年未満	2,100

別表第2を次のように改める。

別表第2

期 間	額
	円
1年未満	60,000
1年以上2年未満	57,000
2年以上3年未満	54,000
3年以上4年未満	51,000
4年以上5年未満	48,000
5年以上6年未満	45,000
6年以上7年未満	42,000
7年以上8年未満	39,000
8年以上9年未満	36,000
9年以上10年未満	33,000
10年以上11年未満	30,000
11年以上12年未満	27,000
12年以上13年未満	24,000

13年以上14年未満	21,000
14年以上15年未満	18,000
15年以上16年未満	15,000
16年以上17年未満	12,000
17年以上18年未満	9,000
18年以上19年未満	6,000
19年以上20年未満	3,000

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第15号

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「21回分()の右に「在宅勤務等手当を支給される職員等、」を、「職員等」の右に「その他の職員等」を加え、「平均1箇月当たりの」を「1箇月当たりの平均」に改め、同条第3項中「平均1箇月当たりの」を「1箇月当たりの平均」に改める。

第8条の2第1項中「第11条第2項第2号」の右に「(条例第38条において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を、「第12条第2項第2号」の右に「(学校職員条例第36条において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を、「職員等」の右に「在宅勤務等手当を支給される職員等」を加え、「平均1箇月当たりの」を「1箇月当たりの平均」に改め、同条第2項中「(条例第38条において準用する場合を含む。)」および「(学校職員条例第36条において準用する場合を含む。)」を削り、「平均1箇月当たりの」を「1箇月当たりの平均」に改め、同条第3項中「平均1箇月当たりの」を「1箇月当たりの平均」に改める。

第13条第4項中「21回()の右に「在宅勤務等手当を支給される職員等、」を、「職員等」の右に「その他の職員等」を加え、「平均1箇月当たり」を「1箇月当たりの平均」に改める。

別記様式第2号(表面)中「平均1箇月当たりの」を「1箇月当たりの平均」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第16号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号および第3号中「、本庁砂防課」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第17号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「および第37条」を「、第34条の2、第37条および第37条の2」に、「および第35条」を「、第31条の2、

第35条および第35条の2」に改める。

第6条第2項第4号中「されていた期間」の右に「(公務傷病等による休職者(条例第26条第1項または学校職員条例第23条第1項の規定の適用を受ける職員、特例法第14条の規定の適用を受ける職員および公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)の規定により特例法第14条の規定の準用を受ける職員をいう。第9条第1項第1号および第13条第2項第3号において同じ。)であつた期間を除く。)」を加える。

第8条第1号中「第38条において準用する場合を含む。)」の右に「もしくは第32条第1項」を、「第36条において準用する場合を含む。)」の右に「もしくは第30条第1項」加える。

第9条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「第21条第1項前段」の右に「(条例第34条の2第2項および第37条の2第2項において準用する場合を含む。)」を、「第18条第1項前段」の右に「(学校職員条例第31条の2第2項および第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「受ける職員」を「受ける職員等」に、「同項」を「これらの規定」に、「職員(」を「職員等(」に改め、「第20条の2各号」の右に「(条例第34条の2第5項および第37条の2第4項において準用する場合を含む。)」を、「第17条の2各号」の右に「(学校職員条例第31条の2第5項および第35条の2第4項において準用する場合を含む。)」を加え、「職員以外の職員」を「職員等以外の職員等」に改め、同項第6号中「職員の」を「職員等の」に、「の職員」を「の職員等」に改め、同条第2項中「職員は」を「職員等は」に、「職員と」を「職員等と」に改める。

第10条第1項中「第21条第1項後段」の右に「(条例第34条の2第2項および第37条の2第2項において準用する場合を含む。)」を、「第18条第1項後段」の右に「(学校職員条例第31条の2第2項および第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「職員は」を「職員等は」に、「職員と」を「職員等と」に、「の職員」を「の職員等」に、「職員について」を「職員等について」に改め、同項第1号中「職員」を「職員等」に改める。

第11条中「第21条第2項」の右に「(条例第34条の2第2項および第37条の2第2項において準用する場合を含む。)」を、「第18条第2項」の右に「(学校職員条例第31条の2第2項および第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「職員の」を「職員等の」に改める。

第12条中「職員」を「職員等」に改める。

第13条第1項中「職員と」を「職員等と」に改め、同条第2項第1号中「職員」を「職員等」に改め、同項第2号中「職員および」を「職員等および」に改め、同項第5号中「第13条」の右に「(条例第38条において準用する場合を含む。)」もしくは第32条」を、「第14条」の右に「(学校職員条例第36条において準用する場合を含む。)」もしくは第30条」を、「期間」の右に「(職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(平成6年滋賀県人事委員会規則第32号。以下「勤務時間規則」という。)第25条第3項の規定による無給休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間(第6号から第8号までに掲げる期間を除く。))を除く。)」を加え、同項第6号中「もしくは地方公務員災害補償法」を「地方公務員災害補償法」に改め、「含む。)」の右に「もしくは滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年滋賀県条例第43号)第2条の2第1項に規定する通勤による負傷もしくは疾病」を、「された日」の右に「(第1号会計年度任用職員または第2号会計年度任用職員にあつては、その者について定められた週休日、休日および時間外勤務手当またはこれに相当する報酬の一部支給に代わる措置としてその者について定められた1日の勤務時間の全てが勤務することを要しないこととされた日)」を加え、同項第7号中「介護休暇」の右に「もしくは勤務時間規則別表第2の7の項に掲げる場合の無給休暇」を加え、同項第8号中「介護時間」の右に「もしくは勤務時間規則別表第2の8の項に掲げる場合の無給休暇」を加える。

第14条第1項中「職員と」を「職員等と」に改める。

第15条第1項中「職員の直近」を「職員等の直近」に、「職員がその」を「職員等がその」に、「職員の区分に」を「職員等の区分に」に改め、「第21条第1項」の右に「(条例第34条の2第2項および第37条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「の職員が」を「(学校職員条例第31条の2第2項および第35条の2第2項において準用する場合を含む。)の職員等が」に改め、同項第1号中「の職員」を「の職員等」に、「職員が」を「職員等が」に、「職員の」を「職員等の」に改め、同号ア中「100分の112以上100分の119」を「100分の109.5以上100分の116.5」に、「100分の132以上100分の139」を「100分の129.5以上100分の136.5」に改め、同号イ中「100分の105超100分の112」を「100分の102.5超100分の109.5」に、「100分の125超100分の132」を「100分の122.5超100分の129.5」に改め、同号ウ中「職員および」を「職員等および」に、「職員(」を「職員等(」に、「職員を」を「職員等を」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同号エ中「職員および」を「職員等および」に、「受けた職員」を「受けた職員等」に、「定める職員」を「定める職員等」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号ア中「100分の51」を「100分の49.75」に、「100分の61」を「100分の59.75」に改め、同号イおよびウ中「100分の49.5」を「100分の48.25」に、「100分の59.5」を「100分の58.25」に改め、同条第2項および第3項中「職員」を「職員等」に改める。

第15条の2中「職員」を「職員等」に改める。

第16条中「第21条第3項」の右に「(条例第37条の2第2項において準用する場合を含む。)」もしくは「第18条第3項」の右に「(学校職員条例第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を、「合計額」の右に「または条例第34条の2第3項に規定する条例第34条第3項もしくは学校職員条例第31条の2第3項に規定する学校職員条例第31条第3項の月額で定められた基本報酬の額(日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額)から初任給調整手当に相当する報酬として算定された額を控除した額」を加える。

第18条中「第21条第2項前段」の右に「(条例第34条の2第2項および第37条の2第2項において準用する場合を含む。)」を、「第18条第2項前段」の右に「(学校職員条例第31条の2第2項および第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第18号

職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の特地勤務手当等に関する規則(昭和45年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

付則第2項の前の見出しおよび同項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

付則第3項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

付則第4項の前の見出しおよび同項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

付則第5項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第19号

滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和59年滋賀県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 専門幹

第5条中第11項を第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 専門幹は、事務局長が指定する専門的な事務を処理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第20号

滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則(平成28年滋賀県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「副参事」を「副参事および専門幹」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令

滋賀県人事委員会訓令第5号

滋賀県人事委員会事務処理規程(昭和37年滋賀県人事委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

第5条第2項中「副参事」の右に「、専門幹」を加える。

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県人事委員会訓令第6号

滋賀県人事委員会事務専決規程(昭和51年滋賀県人事委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

第6条中第5号および第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

人事委員会告示

滋賀県人事委員会告示第1号

平成6年滋賀県人事委員会告示第5号(職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

第1項中「滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター」を「滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター」に改める。
滋賀県日野子ども家庭相談センター

付則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県人事委員会告示第2号

昭和35年滋賀県人事委員会告示第3号(給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

第2項第1号中「滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課」を「滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課」に改め、第3項中「滋賀県健康医療福祉部医療政策課」を「滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局」に、「滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課」を「滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課」に改め、第4項中「滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課」を「滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課」に、「滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局」を「滋賀県子ども若者部子育て支援課」に、「滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター」を「滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター」に改める。
滋賀県日野子ども家庭相談センター

付則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

